

コ|ネ|ク|ト|み|え

将来に向けた成長投資を行う中小企業・小規模事業者に
資金を供給することで、経営の改善発達を応援します！

コネクトみえの使用例



コネクトみえ 保証制度 概要

休廃業・代替わり等により、営業用資産を譲り渡す必要がある事業者等から、事業用資産を譲り受け、将来に向けた成長投資を行う中小企業・小規模事業者に必要な資金を供給することで、資金繰りの円滑化を図り、中小企業の経営の改善発達に資することを目的とする。

対象者

三重県信用保証協会の保証対象資格要件を具備し、次の要件すべてに該当する法人または個人とする。

- (1) 事業譲り受けに伴う事業計画を策定していること。
 - (2) 事業譲り受けする事業者については、保証対象業種を営んでいること。
- なお、保証対象外業種を兼業している場合は、対象外とする。

保証条件

保証限度額

2億8,000万円以内

資金使途

運転資金および設備資金

貸付形式

証書貸付

返済方法

元金均等毎月返済

保証期間

運転資金 10年以内（据置期間1年以内を含む）
設備資金 20年以内（据置期間1年以内を含む）

貸付利率

金融機関所定

保証料率

一般保証に準じる（0.45～1.90%）

※担保提供がある方や会計参与設置会社であることを報告いただいた方は、保証料を各々0.1%割引きます

保証人

必要に応じて徴求する。

ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。

事業の維持安定のため、ご家族の安心のため、

「保証協会における中小企業者向けの“プラスワンサービス”
信用保証協会団体信用生命保険制度（保証協会団信）をご利用下さい。

このほかにも
お客様のニーズに
あった保証制度を
ご用意しています。



お問い合わせ・ご相談は、金融機関または三重県信用保証協会まで

本店

〒514-0003
津市桜橋3丁目399番地
TEL 059-229-6014
FAX 059-229-6344



四日市支店

〒510-0085
四日市市諏訪町4番5号
四日市諏訪町ビル5階
TEL 059-353-9161
FAX 059-354-2046

